

平成19年3月30日

「金融改革プログラム」の終了にあたっての所感
(閣議後記者会見冒頭発言要旨)

1. 3月末をもって、17年4月からの2年間を対象とした「金融改革プログラム」の対象期間が終了します。
2. 「金融改革プログラム」は、我が国金融行政が不良債権問題への対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す局面へ移行する過程で重要な役割を果たしました。この間、金融商品取引法制や改正貸金業法等が成立し、市場監視機能の強化が実現する等、「金融改革プログラム」の目標は概ね達成されたと考えております。
3. 金融庁としては、今後とも、利用者のニーズや社会経済の動向、金融環境の変化等に応じ、不断に新たな課題に取り組んでいく必要があると考えております。以下、今後の主な課題を申し上げます。
 - 第一に、我が国金融・資本市場の国際競争力の一層の強化です。金融審議会のスタディグループにおける市場改革の検討を加速するとともに、公認会計士法の改正や会計基準の調和等に取り組みます。
 - 第二に、利用者保護の徹底と利用者利便の向上です。金融商品取引法制の本格施行を適切かつ円滑に進めるとともに、再チャレンジ支援の観点からも、多重債務者対策に万全を期してまいります。
 - 第三に、地域密着型金融の推進です。不動産担保・保証に過度に依存しない融資の拡充等を図るとともに、先般の総理のご指示も踏まえ、関係省庁とも連携して地域経済の再生に向けた取組みを支えてまいります。
 - 第四に、金融機関におけるガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底です。18年度決算からバーゼルⅡの適用が始まりますが、金融機関自らのリスク管理の高度化等を通じ、健全な競争の促進を図ります。
 - 第五に、金融行政の信頼性の更なる向上と人材の強化に努めます。
4. 「金融改革プログラム」は終了しますが、金融庁においては、今後とも、利用者満足度が高く、地域経済に貢献し、国際的にも魅力のある金融・資本市場の実現とともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指してまいります。

以上